

## 令和5年度青森県自殺者及び自殺未遂者調査データ分析委託仕様書

### 1 委託業務の名称

青森県自殺者及び自殺未遂者調査データ分析事業

### 2 目的

効果的な自殺予防対策の取組を検討するため、青森県内の消防本部から収集した自殺者及び自殺未遂者（自損）個人に関するデータ（以下、「個別データ」という）を基に、コロナ禍による影響を探るための集計及び分析を行うものである。

### 3 履行期限

令和6年2月29日（木）

### 4 委託業務の内容について

#### （1）事業内容

①青森県の自殺者及び自殺未遂者の関するデータの集計、分析と分析結果の図表作成

#### （2）使用する資料

##### ①使用を必須とする資料

ア 当課が収集した、県内消防本部における平成30年1月1日から令和4年12月31日の間に取扱いのあった個別データ。（※当課で収集した個別データの項目等は別紙のとおり）

イ 警察統計・人口動態に関する統計、また産業・経済・教育等に関する既存の統計データや市町村の取組状況等を含める。

##### ②提案を可能とする資料

ウ 受託者が独自に有する信頼性の高い統計データ

#### （3）分析手法

①～③の分析については必須とし、④～⑤については必ずいずれかの手法を必ず含むこととはするが、詳細については提案可能なものとする。

① 単純集計及び必要項目の統計量の算出

② クロス集計

③ 地域相関分析

④ 適切な統計解析操作（仮説検定・分散分析・多重比較法等）を用いた群間の比較

⑤ 自殺者又は自殺未遂者等を目的変数とした回帰分析

⑥ その他の手法

#### （4）分析における留意点

①分析はコロナ禍による影響（前後比較等）を明確化すること。

②統計解析にあたってはSPSSやRなどの信頼性の高い統計ソフトを使用すること。

③分析方針の詳細については随時、当課と相談しながら進める。

## 5 個人情報の管理について

### (1) 業務従事者の守秘義務

受託者は、当委託業務に従事する者全員に本委託契約における個人情報の取扱と同様の義務を課すこと。

### (2) 情報管理

一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPTEC）認定によるプライバシーマークの認定及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO27001」の認証を取得していること。

また、個人情報の保護について、必要な措置を執り、データの情報管理に十分配慮すること。

このことは委託契約終了後においても同様とする。

### (3) 再委託の制限等

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に青森県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号または名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告すること。

なお、再委託先も受託者と同等の情報管理体制を構築し、一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPTEC）認定によるプライバシーマークの認定及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO27001」の認証を取得していること。

## 6 成果品

(1) 個人情報の取扱いに十分配慮した報告書を作成し、紙媒体 100 部及び電子媒体により提出すること。なお、電子媒体は当課が各会議等において加工して資料提供できるようエクセルデータ等の汎用性の高い表計算ソフト等（複数種類の拡張子で提出して差し支えない）により提出すること。また、統計解析ソフトや地図データを用いて作成した図表は、画像データとして提出して差し支えない。

(2) 令和 4 年 9 月時点での分析結果を簡易的に電子媒体で令和 4 年 9 月末までに報告すること。

## 7 著作権

(1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

(2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て青森県に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても青森県に帰

属するものとする。

- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、青森県及び青森県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、青森県並びに青森県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 8 受託者の責務

- (1) 委託費は精算払いにより行う
- (2) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務委託契約の期間終了後においても同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。

## 別紙

### (1) 個別データ項目について

- ①発生した市町村
- ②対応した消防本部名及び消防署名
- ③年月日、時刻、曜日、祝祭日 年、月、日、時刻、曜日
- ④同一人物（平成29年までに取扱いがあるかどうか）
- ⑤取扱い回数
- ⑥発生場所（行為に及んだ場所：自宅、学校、勤務先等）
- ⑦活動区分（搬送、不搬送）
- ⑧不搬送内訳 「7\_活動区分」で不搬送を選択した場合において  
（「緊急性なし」「傷病者なし」「拒否」「酩酊」「死亡等」「現場処置」「誤報」）
- ⑨年齢
- ⑩性別
- ⑪居住地
- ⑫職業（学生、会社員、農林漁業等）
- ⑬手段（首つり、服毒、大量服薬等）
- ⑭初診時程度（死亡、重度、中度、軽度）
- ⑮收容先医療機関の区分 2次輪番、当番、かかりつけ等から選択
- ⑯医療機関名 搬送した医療機関名を直接入力
- ⑰精神科搬送
- ⑱精神科・心療内科受診歴
- ⑲診断名
- ⑳自傷行為 あり、なし、不明から選択

※データには欠損値含む

### (2) 収集したデータ概要

- ・県内消防本部における平成30年1月1日から令和4年12月31日の間に取扱いのあったもの

標本数	男性	約1100
	女性	約1300
	不明	約200
	合計	約2600